

納税通知書等作成業務委託契約書（案）

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青 森 県

受注者

上記当事者間において、納税通知書等作成業務委託のため、次のとおり契約を（ただし、 を除く。）締結した。

（委託業務等）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

業 務 名 納税通知書等作成業務

業務内容 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、委託業務の遂行に当たっては、発注者と調整を図りながら、業務の完成に最善の努力を払わなければならない。

（委託業務期間）

第2条 委託業務の期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条（A）契約保証金は、 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に還付するものとする。

(契約保証金)

第4条 (B) 契約保証金は、免除する。

(業務員)

第5条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「業務員」という。）について名簿を作成し、この契約の締結後、速やかに発注者に提出するものとする。

2 受注者は、委託業務の履行のための連絡、確認を行う主任担当者を業務員の中から1名定め、書面をもって発注者に通知する。また、発注者の主任担当者は、財務部税務課税務電算グループマネージャーとする。

なお、発注者及び受注者は、主任担当者の変更があった場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとする。

3 発注者は、業務員が委託業務を行うことが不相当であると認められる場合は、受注者に対し、当該業務員の交替を申し出ることができる。

4 受注者は、発注者から前項の申出があったときは、当該業務員を交替させるものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(資料の貸与等)

第8条 発注者は、受注者に対し、委託業務の遂行に必要な資料を無償で開示又は貸与するものとする。

2 発注者は、前項に規定するもののほか、受注者に対し、委託業務の遂行に必要な情報を開示するものとする。

(資料の管理)

第9条 受注者は、発注者から貸与された委託業務に係る資料を善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。

2 受注者は、発注者から開示又は貸与された委託業務に係る資料を発注者の書面による事前の承認なく、複製し、又は委託業務の作業場所から持ち出してはならない。

(委託業務内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は委託業務期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 この契約について青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第169条の2の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項後段中「書面」とあるのは、「変更内容を記録した電磁的記録」とする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、委託業務の作業上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(成果品の納入)

第13条 受注者は、別紙仕様書及び発注者の指定する日までに、成果品を納入するものとする。

(業務完了報告及び完了確認)

第14条 受注者は、委託業務に係る各年度における委託業務が完了したときは、納税通知書等作成業務委託完了報告書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。

- 4 受注者は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を発注者に報告するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の規定により受注者から報告があった場合について準用する。
- 6 受注者は、第2項の完了確認後に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、確認完了の日から1年間担保の責めを負うものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、この限りでない。
- 7 前項の場合において、発注者は受注者に対し、期限を定めてその契約不適合の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害の賠償を請求することができる。

（委託料の支払）

第15条 受注者は、前条第2項（同条第4項の規定により適用される場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、業務委託料請求書（様式第2号）により委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による業務委託料請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、各年度において、次に掲げる額を限度として委託料を支払うものとする。

令和8年度 金 円

令和9年度 金 円

- 4 受注者は、発注者が必要であると認める場合は、年度ごとに請求可能な委託料の9割以内の額を分割して請求することができる。この場合における様式は、様式第2号に準ずるものとする。

（遅延利息）

第16条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとする。

（契約の解除）

第17条 発注者は、次のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一

部を解除することができる。

- (1) 履行期限までに受注者がこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りではない。
 - (2) 受注者が第6条、第7条、第9条、第11条又は第12条の規定に違反したとき。
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約上の義務に違反したことによりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生じることがあっても、発注者は、その損害を賠償しないものとする。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第1号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（違約金）

第18条（A） 発注者は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金の帰属）

第18条（B） 契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、受注者が前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に帰属するものとする。

（委託業務の実施に係る損害）

第19条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

3 発注者は、第17条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その

超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(義務の免除等)

第20条 発注者受注者双方の責めに帰することができない理由により、受注者が委託業務の全部又は一部を実施することができないときは、受注者は、発注者の承認を得て、その全部又は一部についての義務を免れることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定により免れた義務に係る全部又は一部についての委託料は支払わない。

(暴力団の排除)

第21条 受注者は、この契約を履行するに当たり、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事
宮下宗一郎

受注者

注意 このページは契約書ではありません。

契約保証金等に係る削除条項

現金納付の場合

第4条（B） 第18条（A）

実績により納付を免除する場合

第4条（A） 第18条（B）

履行保証保険に基づく免除の場合

第4条（A） 第18条（B）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第 3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第 5 受注者は、受注者の作業室内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第 8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
 - (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

青森県知事 宮下 宗一郎 様

住 所

受注者

業務完了報告書

このことについて、納税通知書等作成業務委託仕様書に従い、下記のとおり業務を完了したので報告いたします。

記

- 1 業 務 名 納税通知書等作成業務
- 2 委 託 期 間
 - (1) 全 体 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
 - (2) 今回の報告に係る期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 成 果 報 告 別添のとおり。

青森県知事 宮下 宗一郎 様

住 所

受注者

業務委託料請求書

納税通知書等作成業務委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

業 務 名		納税通知書等作成業務
委 託 料 額	総 額	円
	今年度分 請求可能額 ①	円
今 年 度 分 既 受 領 額 ②		円
今回請求金額 (① - ②)		円
残 額		円
振 込 先 銀 行 名		銀行 店 預金 (口座番号:)